

「家きん」の定義

(背景) OIEコードにおける「家きん」の定義

2021年5月、「鳥インフルエンザ」章の改正に合わせて、OIEコードにおける「家きん」の定義も改正されたところ。現在の定義は以下の通り。

家きん

商業用の動物製品の生産(そのために繁殖を含む。)、闘鶏、及び、狩猟用の鳥の補充(そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。)を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される全ての鳥を指す。

他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥については、家きんとは見なさない。

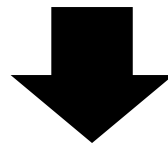
他の理由(ショー、レース、展示、動物園、競技大会、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、並びに、ペットの鳥を含む。)により捕獲された状態で飼養されている鳥は、他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合には、家きんとは見なさない。

例外

これまでの議論①

2022年2月のコード委員会における議論

- 現行の「家きん」の定義においては、一定条件の下、“ペットの鳥”自体は「家きん」ではないとされている。
- しかし、家庭等で飼育されるペットの鳥の供給元（ペットショップやホームセンター等の繁殖・販売業者）で飼育されている鳥の扱いは必ずしも明確ではない。



コード委員会は、ペットの鳥の供給元についても、「家きん」ではないと明確化するための改正案を提案。

これまでの議論②

提案された改正案は以下の通り。

家きん

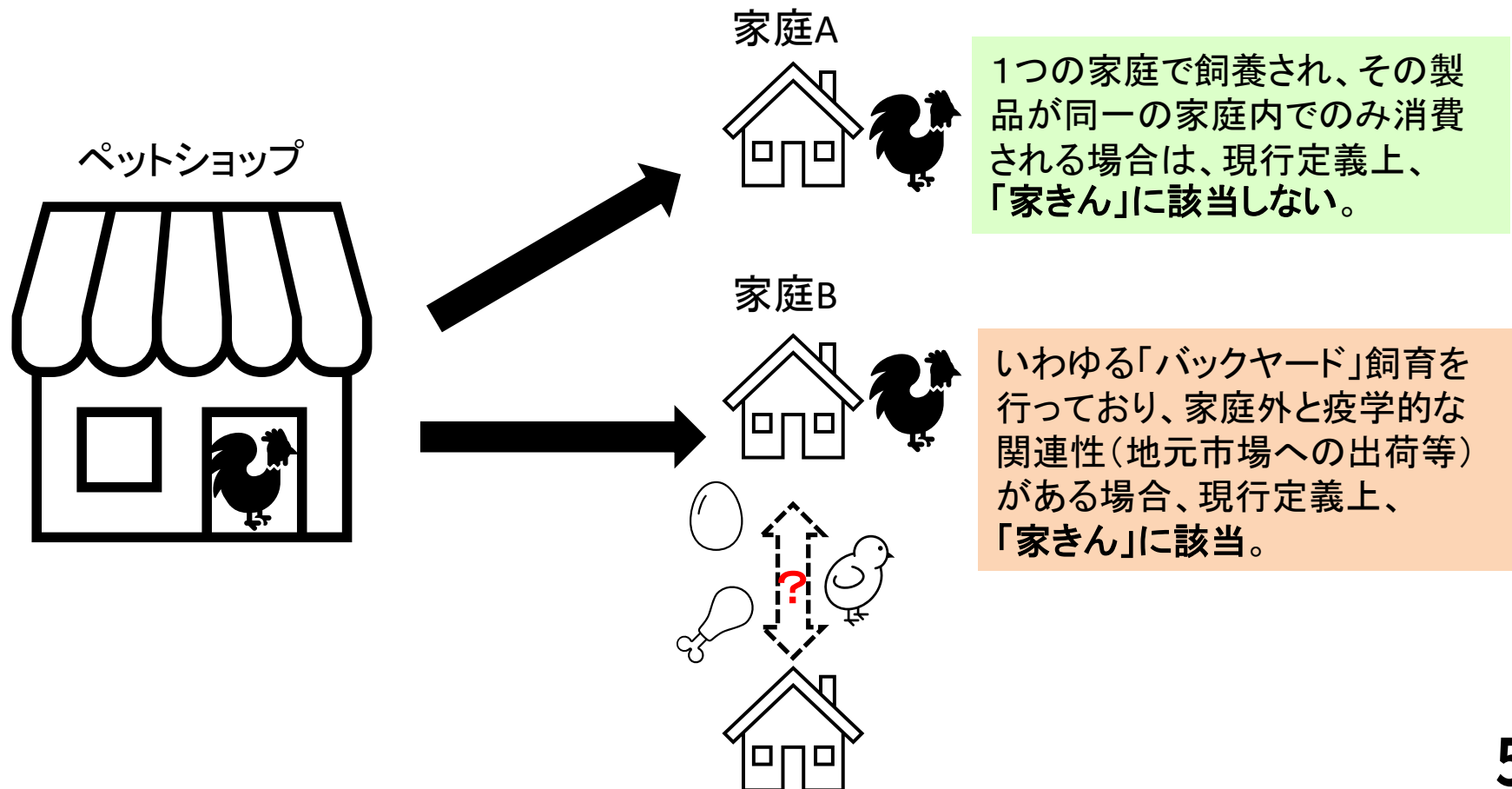
商業用の動物製品の生産（そのために繁殖を含む。）、闘鶏、及び、狩猟用の鳥の補充（そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。）を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される全ての鳥を指す。

他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥については、家きんとは見なさない。

他の理由（ショー、レース、展示、動物園、競技大会、**コンパニオンシップ**（注：**companionship**））、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、~~並びに、ペットの鳥~~を含む。）により捕獲された状態で飼養されている鳥は、他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合には、家きんとは見なさない。

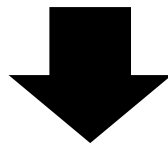
これまでの議論③

- しかし、以下の図のように、ペットショップのような供給元から、「家きん」となる鳥が移動し、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症を広げる可能性も否定できない。



これまでの議論④

- 海外において、ペットの鳥の卸売業者の飼育施設において、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が発生し、自国内のみならず近隣国のバックヤード飼育施設に感染が広がった事例があり、公衆衛生上のリスクも懸念される。
- 我が国では、飼育場所や飼育目的に関わらず、家畜伝染病予防法で規定する「家きん」の鳥種で、HPAIの発生が確認された場合には、商業養鶏場での発生事例と同様の防疫対応を実施している。



ペットの鳥の供給元についても、一概に「家きん」ではないとする改正案には反対する旨の意見を本年7月にOIE側に提出。

2022年9月のコード委員会での議論及び 我が国のコメント方針（案）

【2022年9月のコード委員会の見解】

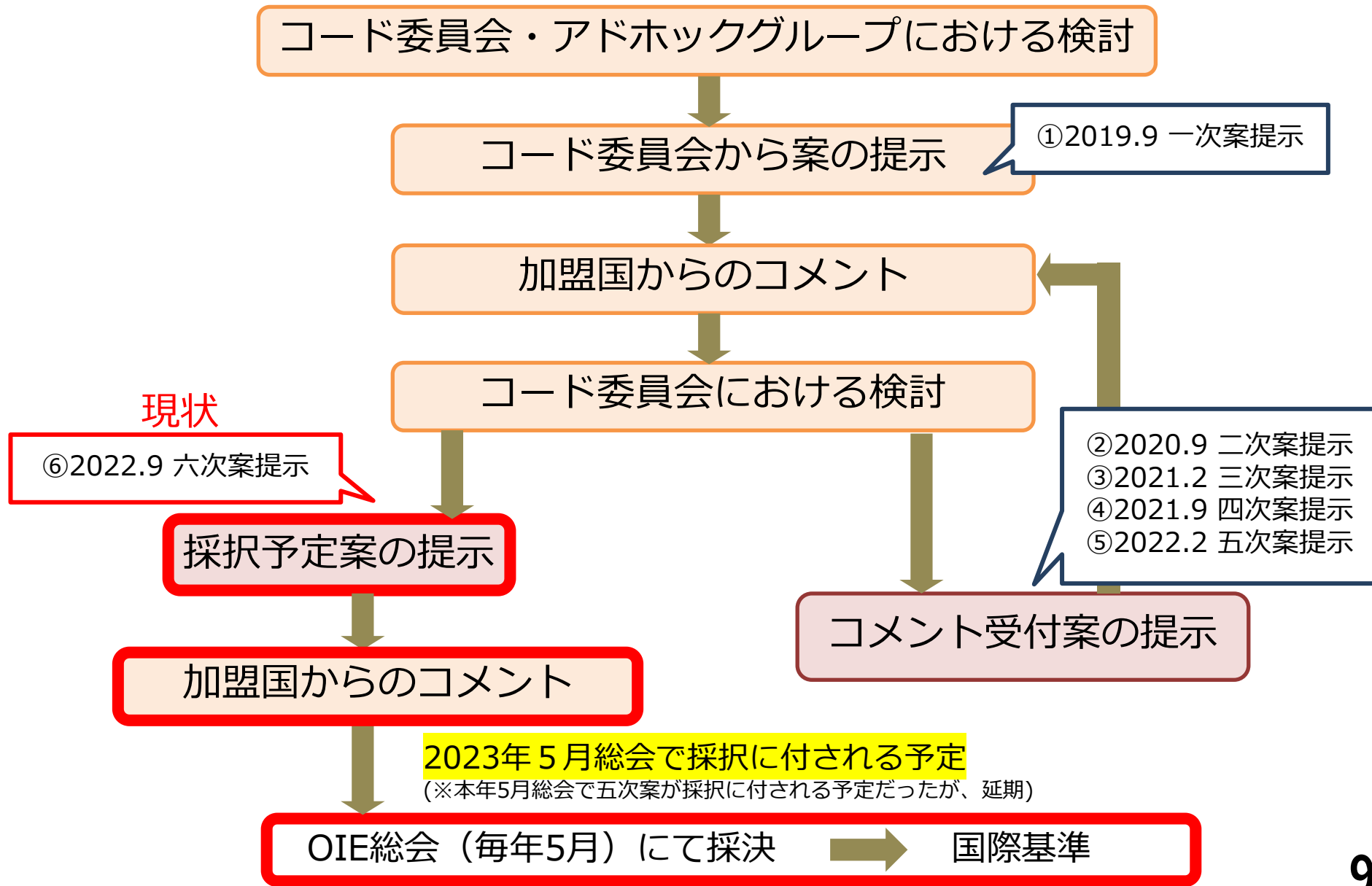
- 懸念は理解するが、繁殖・販売に供する目的で商業施設で飼育されているペットの鳥から、鳥インフルエンザがまん延するリスクは高いとは言えない。
- 現行の定義においても、ショー、レース、展示、動物園、競技大会等の目的のために繁殖・販売する鳥は「家きん」から除外されており、ペットの鳥についても同様に扱わない理由がない。



商業用に繁殖・販売されるペットの鳥については、先進国においても、業者の飼育施設から鳥インフルエンザが感染拡大した事例があることを踏まえれば、家畜衛生及び公衆衛生の観点から、無視できないリスクがあると考えられる。このため、改正案を支持できない。

第11.4章 牛海綿状脳症(BSE)

OIEコードの改正プロセス

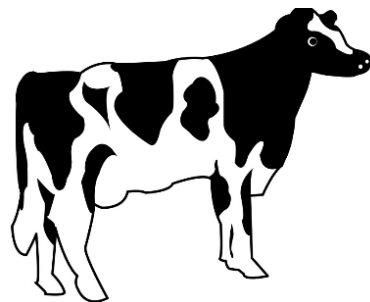


牛海綿状脳症(BSE)について

	定型BSE	非定型BSE
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	<u>BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取</u>	<u>不明</u> （孤発性の発生であることが示唆されている）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年 （潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認

【定型BSEの感染経路】

✓ BSE感染牛では、BSEプリオンが牛の脳・脊髄・回腸の一部などに蓄積



BSE感染牛を原料とした
肉骨粉を牛に給与

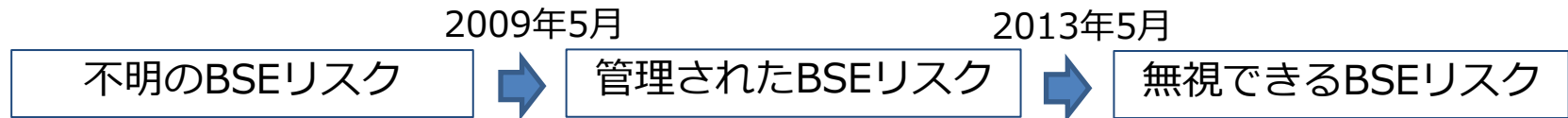


BSEの拡大

日本のBSEステータスの認定

- ◆OIEは、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- ◆日本は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

【日本のリスクステータス取得状況】

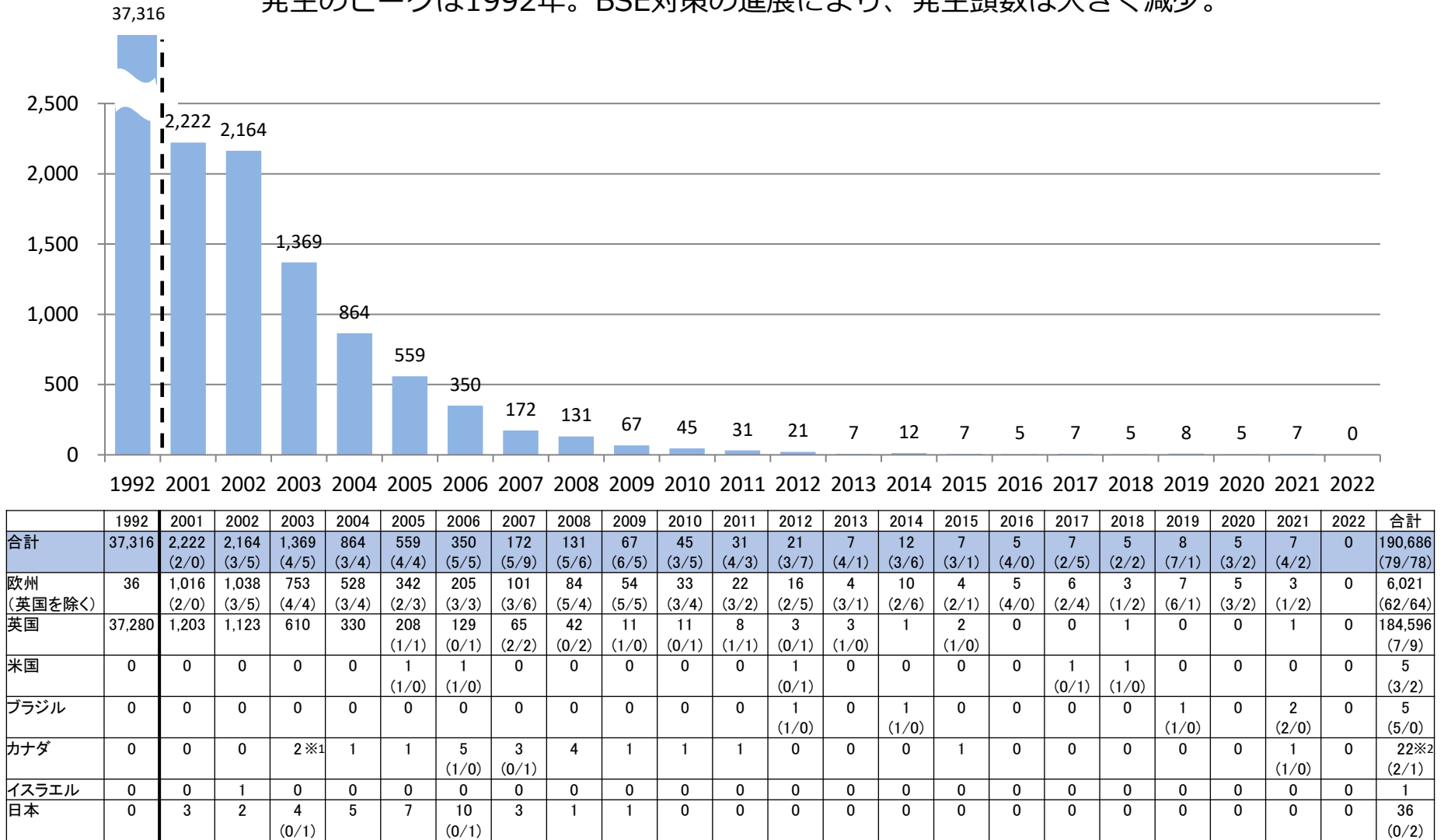


参考：世界のリスクステータス取得状況

無視できるBSEリスク 取得国・地域	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ共和国、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、米国、ウルグアイ、英国（北アイルランド及びジャージー島）、中国（香港及びマカオを除く）
管理されたBSEリスク 取得国・地域	台湾、エクアドル、ギリシャ、ロシア、英国（イングランド、ウェールズ及びスコットランド）

世界のBSE発生状況

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



OIE情報、EFSAレポート等をもとに動物衛生課でとりまとめ（2022年9月21日時点）

表中上段は発生総数（定型及び非定型）、下段は非定型BSEの発生数（H型/L型）。

※3 2015年以降に発生した定型BSE：アイルランド（2015年）、フランス（2016年）、英国（2015年、2018年、2021年）、カナダ（2015年）

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

本年の総会時点の改正案の内容①

世界のBSE発生リスクが大きく低下した現状やリスクベース・アプローチを踏まえ、ステータス要件やサーベイランス等を見直し

- 公的な飼料規制が実施されていなくてもステータス取得が可能に。
（例えば、放牧中心の生産形態で、そもそも反すう類由来の動物性たん白が反すう類に給与されることのない国も、ステータス取得が可能）
- 現行では11歳未満の牛で発生があると無視できるリスクステータスを失うが、改正案では8年とされ、さらに8年以内に発生があっても、適切な調査により、BSE病原体の循環が否定されればステータス取得が可能に。
- ステータス取得後、“牛群の中でBSE病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”以降に生まれた自国産牛で定型BSEの発生があっても、判明した全ての感染源が制御されており、また、BSE病原体の循環リスクは引き続き無視できるとの調査結果が90日以内にOIEに提出され、かつ、OIEに受け入れられた場合には、“無視できる”又は“管理された”リスクのステータスは維持される。

本年の総会時点の改正案の内容②

ステータスに関わらず、牛群におけるBSE病原体の循環リスクに応じた管理措置が必要との考えを適用。ただし、現行コードより厳しい貿易要件とならないように配慮。

- 「無視できる」「管理された」のいずれのステータスでも、有効な飼料規制が確立した時期以降に生まれた牛と、それ以前に生まれた牛ではリスクが異なるため、ステータスに関わらず、当該牛が生まれた時期に応じて異なる要件（リスク管理措置）を求める。

例 1) 無視できるリスクの国、管理されたリスクの国のいずれについても、

- ・ 生体牛が「BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれていること」、又は「反すう動物由来のたん白ミールを給与されていないこと」のいずれかの要件を満たすこと
- ・ 生鮮牛肉が「BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれている牛に由来すること」又は「圧縮ガスによるスタニングやピッシング等の血液が神経組織に汚染される可能性のある処置を受けていない牛に由来し、危険部位及び30か月齢超の牛の頭蓋・脊柱からの機械的回収肉を含まないこと」
【本年9月のコード委員会で変更あり。後述】

例 2) 管理されたリスクの国について、

- ・ BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に生まれた牛に由来するもの以外は危険部位の貿易不可。

本年の総会時点の改正案の内容③

- サーベイランス方法について、ステータスにより獲得すべきサーベイランスポイントを定めた現行のポイント制を廃止し、パッシブサーベイランスの結果でステータス取得が可能に。パッシブサーベイランスは、BSEの臨床症候を有する全ての牛（月齢制限無し）の通報に基づき、検査対象牛の特定は加盟国の判断で行う。
- BSE章の定義に非定型BSEが追加。非定型BSEの発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型BSEを含めた全ての症例が飼料チェーンに入らないよう廃棄処分することが無視できるリスクステータスの要件に。【本年9月のコード委員会で変更あり。後述】
- 最もBSE感染性が高い物品（注：従来SRMと呼称）から、全月齢について扁桃を除外。

六次案（今回案）に対する我が国のコメント方針案①

総会での加盟国意見やその後提出されたコメントが、本年9月のコード委員会で検討された。その結果、主に以下の点について修正提案があった。

- 科学委員会が再検討した結果として、非定型BSEは、リスト疾病の要件を満たさないと判断（参考資料参照）されたことを受けて、非定型BSEはコードの対象外とされた。これにより、非定型BSEのOIEに対する通報義務がなくなり、リスク評価における非定型BSEの考慮が不要となった。ただし、リスク管理措置やサーベイランスについては、定型BSEと同様であるため、非定型BSEも考慮することとなる。

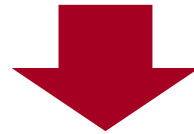


科学委による評価の結果であるため、非定型BSEが除外されることは妥当だと考える。一方で、OIEは、何らかの形で、世界の非定型BSEの発生状況等のデータを収集し、疫学的変化を監視する仕組みを構築すべき。

なお、国内対策については、定型・非定型の両方について、早期摘発のためのサーベイランスや摘発時の防疫措置は今後も継続。

六次案（今回案）に対する我が国のコメント方針案②

- BSE非発生の「無視できるリスク」国にとって、現行コードよりも貿易要件が厳しくなることは正当化できない、またリスクの観点からもその必要性はないとの判断に基づき、生鮮牛肉及び血液（製品）の貿易要件が緩和。
具体的には、“牛群の中でBSE病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”による牛群の区分が不要とされ、当該日付より前に生まれた牛由来の牛肉等であっても、「無視できる」又は「管理された」リスク国の由来でさえあれば、貿易可能とされた。



改正案は、世界的にリスクが低下した状況で、現行コードよりも厳しい貿易要件とならないように配慮されたもので内容は妥当。
ただし、改正後も、OIEは、BSEリスクステータスの認定や更新を厳格に実施し、加盟国のコンプライアンスを監視していくべきである。

他に、①サーベイランスのガイドラインの早期策定及び公表、②加盟国が新しいサーベイランス等に対応するため、十分な移行期間（少なくとも2年間）を設けること等について、再度要請する。

参考

- ・ 非定型BSEのリスト疾病の要件充足に関する評価結果（科学委2022年9月報告書抜粋）
- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

非定型BSEのリスト疾病の要件充足に関する評価 結果（科学委2022年9月報告書抜粋）①

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
1.（生きた動物、動物製品、媒介生物、又は媒介物を介して）病原体の国際的拡大が認められている	×
2. 少なくとも1か国以上で、当該疾病が、第1.4章の規定に基づき、感受性動物の集団において清浄である、又は、清浄化が間近であることが立証されている	×
3. 信頼できる検出・診断方法が存在し、症例（case）を明確に特定するとともに他の疾病との鑑別を可能とする正確な症例定義がある	○
4a. ヒトへの自然感染が証明されており、ヒトの感染が重大な結果と関連している	×
4b. 直接の生産損失や死亡、臨床症状の有無や程度を考慮した上で、当該疾病が、国や地域レベルで、家畜の健康に重要な影響を与えることが証明されている	×
4c. 直接の経済的損失や死亡、臨床症状の有無や程度、野生動物集団の生存への脅威を考慮した上で、当該疾病が野生動物の健康に重要な影響を与えることが証明されている、又は、科学的エビデンスによりそのことが示唆されている	×

→上記1～4の全ての項目（注：項目4については、4a、4b、4cのうち少なくとも1つ）を満たす疾病が、OIEリスト疾病に含まれるべきとされているが、今回の評価で、非定型BSEは要件を満たさないと判断された。

非定型BSEのリスト疾病の要件充足に関する評価 結果（科学委2022年9月報告書抜粋）②

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
1.（生きた動物、動物製品、媒介生物、又は媒介物を介して）病原体の国際的拡大が認められている	×

←非定型BSEについて、極めて高い用量の曝露と長い潜伏期間という条件下で、1個体にのみ経口伝播が確認されたとのエビデンスがある。しかし、非定型BSEの動物間での自然感染は証明されておらず、国際的拡大のエビデンスもない。

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
2. 少なくとも1か国以上で、当該疾病が、第1.4章の規定に基づき、感受性動物の集団において清浄である、又は、清浄化が間近であることが立証されている	×

←非定型BSEは、自然発生的に現れるもので、いかなる加盟国にとっても当該病原体の清浄性を確認することは不可能。非定型BSEの発生報告がない国はあるが、本病が将来に渡って発生しないと保証する術はない。従って、本病の特性を踏まえると、この基準項目は満たさないと考えられる。

非定型BSEのリスト疾病の要件充足に関する評価 結果（科学委2022年9月報告書抜粋）③

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
3. 信頼できる検出・診断方法が存在し、症例（case）を明確に特定するとともに他の疾病との鑑別を可能とする正確な症例定義がある	○

←信頼できる検出・診断方法が存在する。また、症例（case）を明確に特定し、他の疾病、特に定型BSEとの鑑別も可能である。

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
4a. ヒトへの自然感染が証明されており、ヒトの感染が重大な結果と関連している	×

←非定型BSEのヒトでの感染例は報告されていない。しかし、非定型BSEと定型BSEの類似性及び定型BSEに対する現在の対策の有効性を考慮し、科学委は、全加盟国がそれらの対策を継続し、感染性物質の再循環の可能性を予防し、非定型BSEの発生を監視することの重要性を強調する。

非定型BSEのリスト疾病の要件充足に関する評価 結果（科学委2022年9月報告書抜粋）④

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
4b. 直接の生産損失や死亡、臨床症状の有無や程度を考慮した上で、当該疾病が、国や地域レベルで、家畜の健康に重要な影響を与えることが証明されている	×

←本病は自然発生的に現れる。非常に稀な頻度で起こり、国や地域レベルで、家畜の健康に重要な影響を与えることはない。

基準項目（第1.2.2条に規定）	判断結果
4c. 直接の経済的損失や死亡、臨床症状の有無や程度、野生動物集団の生存への脅威を考慮した上で、当該疾病が野生動物の健康に重要な影響を与えることが証明されている、又は、科学的エビデンスによりそのことが示唆されている	×

←科学委は、野生動物において、非定型BSEの自然感染が起こったとのエビデンスを見つけられなかった。

検討の経緯①

2018年2月	コード委及び科学委は、本章に関し、特に公式ステータス及びサーベイランスについて大幅な改正が必要であることに同意
2018年7月から2019年3月の間に、4回アドホックグループが開催	
2019年9月	アドホックグループのレポート及び科学委の意見を基に一次修正案を提示
2019年12月	日本からコメント提出（ステータス認定要件）
2020年2月	コード委は、加盟国からのコメントを踏まえ、合同アドホックグループを再度開催
2020年6月	BSEリスクアセスメント及びサーベイランスに関するアドホックグループが開催
2020年9月	二次修正案を提示
2020年12月	日本からコメント提出（移行期間とサーベイランス評価基準）
2021年2月	三次修正案を提示

検討の経緯②

2021年6～7月	BSE基準の見直し及び公式ステータス認定に対する見直しの影響に関するアドホックグループが開催 →2021年9月の科学委で検討
2021年7月	日本からコメント提出（リスクステータスの移行プロセスと基準）
2021年9月	四次修正案を提示
2021年12月	日本からコメント提出（サーベイランスのガイドライン等に関する内容確認の機会）
2022年2月	五次修正案を提示
2022年5月	OIE総会（採択に付されず） 日本から意見表明（サーベイランスのガイドラインの早期策定・公表、改正案採択後の十分な移行期間）
2022年9月	六次修正案を提示
2023年5月	OIE総会で採択予定

章の構成①

第1条	総則
第1bis条	安全物品
第2条	国・地域・コンパートメントのBSEリスクを決定するための一般基準
第3条	無視できるBSEリスク
第4条	管理されたBSEリスク
第4bis条	無視できる又は管理されたBSEリスクステータスのコンパートメント
第5条	不明なBSEリスク
第5bis条	BSEリスクステータスの維持
第6 7 条～第8条	生体牛の輸入に関する勧告
第9 10条～第11条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告

章の構成②

第12条	牛由来のタンパク粉の輸入に関する勧告
第13条	血液及び血液製品の輸入に関する勧告
第14条	最もBSE感染性が高い物品の貿易に関する勧告
第15条	食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品（生物学的製剤を含む。）、医療機器に用いられる獣脂（安全物品であるものを除く。）の輸入に関する勧告
第15bis条	食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品（生物学的製剤を含む。）、医療機器に用いられる獣脂派生物（安全物品であるものを除く。）の輸入に関する勧告
第16条	食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品（生物学的製剤を含む。）、医療機器に用いられる第二リン酸カルシウム（安全物品であるものを除く。）の輸入に関する勧告
第17条	牛由来タンパク粉におけるBSE感染性の低減法
第18条	サーベイランス